

速記録

昭和三八年一月二十九日  
第 回 口頭弁論

原本番号 昭和三八年一月二十九日

事件番号

昭和三〇年(ワ)第二九一四号

鑑定人 氏名

安井 郁

原告代理人

便宜上先生のご鑑定に依ります鑑定書を 安井鑑定書と  
 よぼしていただきますが、 安井鑑定書の この鑑定に ついての  
 考察の方法は 原子爆弾の性質の面と、 それから その行使の  
 方法との二方面から 考察を 進めておられると 思いますが、  
 この 原子爆弾の 性質に ついては 高野鑑定書の六  
 ページに よりすると、 原子爆弾の もつてゐる 非人道性につい  
 ては、 それは、 その通り 大変なものであつたけれども、 一、もし 原

戦 争 新

子爆弾が 違法な 害敵手段であるかというかと、このことを考察

する場合、その非人道性のほか、その破壊力も 考らな

れは、いけない。で、この二つの 相対的な関係において 考察

を進めなければ、いけない。原爆について、その非人道性が

非常に大きくても、同時に、その軍事的な効果が著しく大

きいと、いふことになる。それが、国際法上一般に不法とさ

れる基礎を十分に満たない。たゞは、ダムダム弾や 害が

スのような 害敵手段が、国際法的に 禁止されて、破

壊力並びに 非人道性において、これを、ほかに、この原爆

が、国際法的に、許される筈がない、というふうな、安易な

類推解釈は、絶対に許されないのだ、というふうな、つけられて

セント・ピエールとミクロン諸島の宣言については、原爆が、ダムダム以

上だから、これをもって「国際法違反」といふわけには、いかないと、  
あるいは、ガムタン弾禁止の、一八九九年の、ハーグの、オ三宣言も、  
原爆は、人体には、いらないから、だから、これをもって、この規定  
を類推して、違法だ、と、いふことは、言えないと。あるいは、毒  
又は毒を施したる兵器の禁止に、関する、一九〇七年の、ハーグ陸  
戦規則の、二三条の項、あるいは、毒ガス禁止の、一八九九年の  
ハーグの、オ二宣言、あるいは、毒ガス及び細菌兵器禁止に、関  
する、一九二五年の、ジュネーブ議定書、それから、不必要の苦痛を  
与へば、兵器の禁止に、関する、一九〇七年の、ハーグ陸戦規則二条  
E項など、いふれも、これをもって、原子爆弾が、違法である、といふ  
ことの根拠には、なならない、と、いふふうに、言っておられるわけな  
すか、この点について、鑑定人は、このように、お考えですか。

弁護人の、ただ今の、質問に、お答えする前に、鑑定書の

提出が時期的におくれたことについて、裁判所並びに関係者におかれをいたします。私としては、この非常に重大な意義をもつ、ソウゆゑ、原爆裁判において責任を

もって、鑑定をするためには、自己の学説の根拠を十分に

に確かめたいと思ひましたし、それに、心承知の通り

広く核兵器と国際法について、専門的な研究が、世

界の国際法字界において、なされたのは、この数年

来のことです。それらが、新しい専門的な研究を十分

に理解せしめて、十年前、十五年前、あるいは二十年前

の国際法理論によって、この問題の鑑定をするとは

非常な、あやまちをおかすことにならうと思ひますので、

その意味で、鑑定書の提出がおくれたわけであり、

結果的には、裁判所にも

関係者にも 迷惑をかけることになつたので おれびをい  
たします。

ただ今の 弁護人の 質問の 才一点は、質問の形は 高野  
鑑定と 私の鑑定との 相違という形で 出されましてたが、  
この問題について 学問的には、きりりと 答えるためには、この  
問題を 実定国際法に基いて 私達が 判定する場合に  
・ 次の 重要な点を 明らかにして おく 必要が あると 思ひ  
ます。 それは 今までの 原爆裁判を 通して 原告側 及  
び 被告側 等から 出された いろいろな 主張をも 私は 検  
討いたしましてたが、 それについて 私は 次の点を 明らかに  
する 必要が あると 思ひます。

鑑定書の 序言にも 書きまわしたように、 この 鑑定が 現  
行 実定 国際法に 基いて 出され、 すなわち 自然

法や 条理に基いて下なく 国際社会において 現実には定立

された 国際法に基き、特に 将来 存在すべき 国際法に基

いて下なく、 事件当時、 すなわち 昭和二十年八月六日及

い九月に 広島 長崎に 原爆が 投下された 当時に 存

在した 国際法に基いて 判定が なるべきことは 言うま

でも ありません、 私たちは その 意味において 実定国

際法の 立場を 堅持し 厳守すべく あります、

の 実定 国際法 とは 何か という 点について、 今の 高野

鑑定と 私の 鑑定との 違いが 表面的に見える 違い

が 出てくるのでは ないかと思ひます、 これは 他の

場合にも 時々 国際法字において おかされる ところの

誤解なのですか、 私達は 実定 国際法 という 場合に

条約 国際法と それから 慣習 国際法と 共に とりわけ



なければならぬことは、これは自明のことです。その兵は  
 何人にも明らかにならぬおろすか、私か、の裁判につい  
 も気がつきませぬは、実定国際法といふ時に、それに  
 は、国際法の具体的な規則と、それから、国際法の原則と  
 が共に含まれるといふことが、時に見落されていふと  
 いうことです。英法では、それを、プリンシプルズ・アンド  
 ・ルールズ、プリンシプルズといふ場合には、原則をいふ  
 おります。ルールズといふ場合には、具体的に規則とい  
 あらわされたものをいふのです。そこでは、そのプリンシ  
 プルズといふのは、国際法ではなく、何か条約とか  
 そういふものか、といふと、そうではない。我々が、実定  
 国際法と、名づけるもののためには、明らかに、国際法の  
 原則と、それから、国際法の規則が、ありまして、その原

裁  
 則  
 所

爆攻撃が国際法に違反するかどうか。厳密に言へば実  
 定国際法。広島長崎の攻撃当時に存在した実定  
 国際法に違反するかどうかの問題は、この規則の問題  
 と原則の問題を合わせて考へなければならぬと、私  
 は主張いたします。

で、その点に關する誤解は、どういふ形であらわれるかと

いふと、一つは当時原爆について直接に規定してある

国際法の規則はなにか、広島長崎の原爆攻撃は

国際法違反ではな、どういふあやまりの主張に陥つて、

さういふであります。もう一つは、これの違反を主

張するけれども、具体的な規則の類推からそれを論証

しようとするから、もう一つも私から見れば、そこに無理

が生じます。すなわち過去の直接に原爆について





て規定してないとか、あるいは独断であるとか、その他の  
規定を援用して、それから類推して、だから原爆攻撃手  
は国際法に違反する、と、論理をしますと、そういう  
論理も成立たないことは、ないかもしれませんが、私は、そ  
れは学問的には、精密さを欠くと思います。私からみ  
れば、今の高野鑑定との一見相違のところに、見える根  
本は、むしろあるか、と、私たちが、広島長崎への  
原爆攻撃を、国際法違反と、みるか、みないか、という点  
に、ついては、実定国際法の規則と、原則とを、合わせて  
考へなければ、ならない、という、こと、であります。今、弁  
護人の質問の、中、一点、にある、兵器の非人道性の問題  
については、も、この、国際法の、規則を、峻別する、と  
いう、国際法上の、立場から、考へなければ、正しく、

論は少ないと思ひます。

鑑定書にも書いとおきまいたが、それが、本鑑定、今井

護人がかりに、安井鑑定と名づけてくださったものの、非

常に重要なポイントであると思ひますので、まう、そ

れについて、補足的に説明することは、決して無意義

ではないわけです。すなわち、私は、質問の要旨であ

るごとの、この兵器の非人道性については、決して過

去の国際法の規則を援用して、だからというたとい

うことを、たくありません。その論理も、あつた

は、あつたかもしれませんが、私は、そのような方法は、と

りません。私が、本鑑定において、最も、力をこめて

論証したいと思つたのは、人道尊重の国際法の原則、

それに、このような非人道的な兵器の使用、すなわち

くの兵器を使用して 広島 長崎を攻撃することゝか 抵抗  
 するかどうか 抵抗しなかつたかの問題なものであります。そ  
 れで私のこの鑑定のオ一説の 初めのほうの 重要な  
 部分は ソレは それに つまはれてゆくわけです。す  
 なわち 私は ここにおいて 単に過去に こういふ規則が  
 毒ガスにつつて あるから 原子爆攻撃は 違法だ という  
 のでなくて、 毒ガスの禁止であるとか、 カムカム弾の禁  
 止であるとか、 その他 もろもろの 国際法上の そのような非  
 人道的な 兵器を禁止する、 いろいろ規則が 生まれる背  
 景に 重要な 国際法上の 原則がある、 それほもう  
 あの セントペテルブルク宣言以来 戦時国際法の 長い  
 史を通じて 人類が 嘗々として 確立して来た 国際法  
 の 原則として、 これは 単なる 条約とか、 一つものではな

いのです。で、そのような人道尊重の国際法の原則とそ  
 れから戦争の必要とのその調和点が、もろにあつか、そ  
 こに人類の、そして国際法の多年の努力がある。焦兵  
 をおのたと、いうことが、いそま、うか。そしてあ  
 る場合においては、私が鑑定書には、より書きま、た  
 ずうに、ある種の兵器が、非人道的である、故に、こ、い  
 うものは、禁止されなければならぬ、と、いうことを、規則に  
 は、より書く場合があるわけです。すなわち、ダムダム  
 弾とか、毒ガスとか、について、それは、なされて、い、わけ  
 であります。それに書かれてない場合において、は、一切、国  
 際法上、許されるか、そこに問題は、来ると、思います。  
 そうは、考えられませんが、兵器の性質上、当然  
 に、そのような、非人道性の兵器の使用は、許されな

いし考えられり場合が ありわけ下 あります。 そしてそ  
れを私は、 私の勝手な理論で主張するのは なくして  
私が 鑑定書に書いておきま たいように、 それこそが、 今  
まで 条約等にも 現れたところの 戦時国際法の 基本精  
神である。 そういふふうに 言うことが、 できると 思います。  
念のために引用いたしますと、 私の鑑定書の 九九ページ  
の少し前から、 今言たような 理論を 十分に述べたあ  
とで、 「これほどまでに 非人道的な 兵器については、 戦争  
の必要が 人道の要求に 一歩を 譲るべきことは 明らかであ  
る。 原爆攻撃は、 それを 規制する 直接の規定が なくても  
戦時国際法の 発展の中で、 確立された 原則によつて 禁  
止されてゐる。 アメリカによる 広島 長崎の 原爆攻撃は  
この 国際法の 原則に 違反する」といふことを 書いて

その次をいす。これは本鑑定の重要な論兵の一つであ  
るが、ここに述べた法理との関係においては注目すべきことが  
陸戦の法規慣例に關する条約の前文に記されていす。すな  
わち『一層完備した戦争法規に關する法典の制定される  
に至るまでは締約国はその採用した条規に含まれない場合  
においても、人民および交戦者が依然文明国の間に存立する  
慣習、人道の法規および公其良心の要求より生じる国際  
法の原則の保護および支配の下にたつことを確認するの  
が適当であると認める』と云うのである。この前文の中  
の人道問題に關係する部分の趣旨を要約すれば、國  
家は、その採用した条規に含まれない場合においても、人道  
の法規より生じる国際法の原則に従うのが適当である  
と云うことになる。これは正しい法理である。この正しい法

理が無視され、人道の法則を、よみにしる原爆攻撃を合  
法化しようとする。主張がなされることのあるのは、まことに  
遺憾なことである。と書いておきまゝだが、すなわち  
私のこの文に開する理論の根底をなすものは、その意  
味における国際法の原則と、それから国際法の規則と  
が、共に実定国際法であることを、我々は確認しなけ  
ればならない。そくて兵器の非人道性について、我々が  
国際法上の合法性、違法性を論ずる場合には、個々の規  
則の類推よりも、まあ、そつうのことを、わつてもいいが、そつう  
個々の類推よりも、むしろ、そのような意味における国際  
法の原則に対する、違法性を論証しなればならぬし、  
また、論証することが、下る人ではなつか、それが高野鑑  
定が、つづつと、とらんと、ちよつと、違ひ、また、高野鑑定

蔵  
刊  
高野鑑定

を及駁する 最大の理論的根拠にならなければならぬ  
しかしその非人道性を離れて 私か才二点とした無差  
別爆撃の問題に關しますと、これは明らかに無差別爆  
撃を 禁止する 規則が ありますので、我々は 単に 国際  
法の 原則について 論議を する だけでは なくして、無差  
別爆撃 について は、規則 について も、我々は 明らかに 論議す  
ることが できます。

そして 私の 広島長崎 原爆攻撃は 実定 国際法  
に 違反する とする 理論は 次の ように 要約すると、并獲  
人にもくわかつて いた だけると 思います。すなわち、兵  
器の 非人道性 については 規則の 援用(援)も できないことは  
ない。けれども それは 戦時 国際法上 確立された 国際法の  
原則に 違反する という ことを 言いうるし、また 言わ





ければならぬといふ事はないか。同時にオニ島の無差別爆撃の禁止、これに牴解するところについては、原則についてはもちろんであるが、これは明らかに本鑑定書に書きたる通りに国際法の具体的規則、これをも引用するところが下である。その両方の根拠から我々は、実定国際法上、ためらうことなく、広島長崎の原爆攻撃が、広島長崎が攻撃された当時存在する、実定国際法の原則及び規則に違反する。きつくりするに、論定することか下まると思ひます。

それは、オニ島について、おうかがいいたします。鑑定人は、広島長崎に投下された原子爆弾が、その原子爆弾のもつ性質の面から、善い、その投下した方法の面から、両方共に国際法に違反する、と云はれるわけを、いふか、きつくりした

ますと、そのことによつて、大なる被害をうけた。原爆の被害者は、実定国際法に基いて、アメリカ国家に対して、このやうな権利を取得するの、か、といふ事と、日本国家が、もつところの損害賠償請求権と、それから、被害者個人が、もつところの損害賠償請求権と、區別し、特に、外交保護権との関係等を考慮に入れられたから、説明して、いただきたいと思います。なお、その際に、被告のほうで、言つておられることに、権利の実現の手段をもたない者は、権利の名に値しない。それは、観念的であつて、法律上、いふところの権利には、あたらなない。と、う主張が、出されておる。また、安井鑑定書に、よりまゝでも、被害者が、加害者に対して、損害賠償請求権を、国際法上もつけれども、その行使は、日本国家を通じて、なされるものである。と、うふうに、見えておる。すので、特に、また、鑑定書では、被爆者個人が、権利をもつて

いふのか、あるいはそれは日本国民のためのものである、あるいはどう表現が  
ありますので、きつと其れをも考慮に入れられをから、今の点  
について明らかにして、つただいたいと思ひます。

弁護人のオニの質問について、お答えしますか、これに  
つては、私の鑑定書の一九ページ、今の質問の呉も本  
鑑定の重要な論点の一つであり、正しく理解されるよう  
に希望する、その呉につては、ちゆう「個人のクレーム  
の、国家のクレームへの没入」の理論を、初の論議すべし  
問題が、いくつか残されて、序言の中に記した趣  
旨により、詳細な論証は、必要に、応じて、口頭で述べること  
にしたいと書つて、おきまりたが、非常に重要な  
ポイントでありますので、きつと、その呉について、鑑定書  
以上には、きつと、私の国際法理論と述べたいと思ひ

より。

一言でいへば 鑑定書の オニ節におつては、鑑定書と  
しての性質上 和の五階法理論が 控へ目に 表現され  
てゐるので、その矣、あるいは 弁護人 等の他の関係者  
に 少くも明確でない 点を 残したのではなからうかと思いま  
す。 まづは 口頭での 矣を もつと 明確に 補充した  
いと思ひます。


それは 理論的には 二矣に 帰着すると思ひます。一つは 国  
際法上における 個人の 法主体性、すなわち 国際法上にお  
いて 個人が 権利義務の 主体となつてゐるか、という 国際法  
上の 重要な 論点、もう一つは 国家において 政府と 国民と  
の関係、すなわち 主権在民の 原則が、明らかにならば 憲法上  
その他において たられた後においても、なお 過去の 主権

在民でないような考え方。政府と個人に対する考え方が、なお法律字、特に国際法学の中においても残っている。この点二点にふれたい。今年護人のオニに質問された真の意味は、はつきりしないと、思います。わかりやすくするため、最初に結論を申し上げます。私は国際法すなわち実定国際法に違反する、広島長崎の原爆攻撃によって、国際法上、広島長崎の原爆被害者に、国際法上の損害賠償請求権が、発生した。従ってその権利主張は、広島長崎の原爆被害者すなわちその国際法違反の原爆攻撃によって、身体、生命、財産、その他に、言わば被害を受けたところの、その個人である。その点を、きょうは、はっきりと述べたいと思います。

鑑定書には、控え目な表現をとって、原爆被害者のた

の損害賠償請求権、あつては言葉としておきすけれ

ども、こゝでは更にそれを明確にするために、私は、私の

講義で述べてゐる自分の理論を、ほゞり  前面に出

すといふ 思います。 その一つは、第一に国際法理論から

私たちは、今や国際法上の主体性の問題、すなわち個人


か国際法上の権利義務の主体となつてゐるかという問題

について、大きな変化が、この数十年間、おこつてきてゐる。

最近におつては、個人の国際法主体性は、確立さ

れてゐるといふことを、ほゞり、つねに、たゞ、せん。 過

去におつては、国際法上において、国際法の主体、すなわち

国際法上において、権利義務をもつものは、 だけ

あつた。 そつと、字説が、すあ、おら、か、と、いふと、多教説

あつた。 通説であつたと、いふことが、いふます。 私たち



も過去におつては そのような講義を 東京大学で聞いた  
こともあつたわけですが、しかし そのような学説は 今ほ  
とんと 全般的に否定されております。 もちろん 私自身  
といふことも 現在においても なお 国家が 主要な法主体  
であること、すなわち 国際法上の関係において 権利義  
務の主体となるものの 重要なものが 国家である とい  
うことは、これは否定しません。 これは もう 国際法の現  
実です。 また ソレなる 学者 といふことも 否定しません。  
もともと 理論構成上 つきつめていへば 個人のみに 国際法  
主体である といふ 徹底的な 理論を 説く 学者も フランス  
その他には ありませうけれども、これは ソレが 理論をつき  
つめすぎたので、現在 穏当な 国際法の 解釈として は  
国家が 国際法のおもな 主体である。 それ以外に 国際

連合のよりな 国際機構、この頃の、時に国際法主権  
になる。何となれば 国際連合が 時に 国家と協定  
を結んだりするわけですから、これを国際法主権でない  
といふことはできないで、これは、まことの鑑定には  
直接の関係は ありません。

その、そのような 国際法理論の 立場から みますと、まず  
第一に 一般的な 国際法理論として 個人が 国際法上  
の 権利義務を もらうのか、 もら得ないか、という、これ  
はもう 持ち得ると 言わねば 得ない。これは、何らか  
なことで ありまして、 本日 立入、た論証の 必要もな  
いと思ひます。 あら、トルーマン 大統領の 内題についで  
ふれまうか、 たゞ、戦争犯罪人、その他の 場合において  
戦争犯罪人が、国際法上の 戦争法規違反、その他によつ



て犯罪人として個人が処罰されてゆくわけでありま  
す。昔のように国家に対して賠償を課するとか、その領  
土を取るとか、いふとだけ下をくって、個人と処罰する傾向  
が現実には我々が取上げる才ニ次世界戦争においては、  
いふ。一般的に個人が国際法主体性、国際法上の権利  
義務の主体とならざるとしては、はるかに論証されると思  
います。

この問題は本件に具体的に関係する点で、どうなるかと  
いふわけです。先に才一の質問に対して答えたように、ま  
た鑑定書の才一節についても書いておきますように、私は  
広島長崎の原爆攻撃が、実定国際法の違反である  
と、学問的に断定するものであります。さうすると必然に  
さういふ国際法上の違反行為が、行われた時に、それが

そのまま ずむ ということは 国際法上においても あり得な

い。現在は 国際法が 問題にならなければなりません。

これについては 鑑定書の 才二節に 書きまゝに

時間の 関係上 それを 朗読するときは 省略しますが、

さらに 国際法違反行為が あつた時には これに対し

て 国際法上の 責任問題が 生ずるといふことは これはま

た 国際法の 確立された 原則であります。 何人もこれ

を 否定するものは ありません。 そうでなければ 国際

法違反といふことが あつても それは 形の上だけのもの

になつて ほんらう 意味を 持たないわけなのであります。こ

こにも 引用しましたように、 それは 被害を 受けた者に対

して 損害賠償を 支払う 責任を おう という 規定すら

生みだつたわけなので ありまして、 国際法上の 違反行為

に對する 其の救済方法は さるまじまでありますけれども  
それが 身体あるいは財産等の 個人に對して 被害を及  
せた場合には 國際法上 それを賠償する 責任がある  
といふのは、それは 一般原則として 確立されてゐるとい  
なければ なりません。 之うすると この論理は 當然に 六  
島長崎の 原爆被害の場合に あてはまるわけなのであ  
ります。 もちろん この場合 日本国家 (日本) 國家としての  
被害をうけたのであります。 一から 直接に 被害をうけ  
たものは それによつて 生命を失ひ 身体を傷つけられ  
財産を失つたと云ふの 原爆被害者なのであります。 そいつ  
らと 現在一般的に 個人の 國際法主体性も 認められ  
る場合に その個人について 損害賠償の問題が生ず  
る。 之うして その場合に 直接の 権利主体は 何かと問

表 半 頁

われるならば、私法、国際法上の身体、生命、財産、  
 れらに、ついで被害を受けた、その原爆被害者か、損害  
 賠償請求権の主体である、と論理が、最も徹底す  
 るものであつたと考へておきます。

ただ、そこで、鑑定書にも簡潔に書けておきました、  
 下に、その権利が、このようにして確保されるか、あるいは  
 その権利の請求その他が、このようにして行使されるか、  
 の長については、実定国際法上の精密な分析を要す  
 るわけなのであります。国際法の進歩は、今や、  
 かく、この個人が直接に、自己の国際法上の損害  
 賠償請求権等を行使しようとする、方向へ動いてつあ  
 います。

のために、特別の混合仲裁裁判所の、ものなものを設け

て、個人が直接に一種の国際裁判所で自己の権利を確保する。すなわち損害賠償の場合には請求権を行使することができるとする。ところが国際社会における配慮は民主化されつつあるわけであり、それによって、そればかり戦争のあとで、そういう措置がとられたわけであり、それはほんのりと一般的になっておる。一般には、そうでは無いのです。広島長崎の場合に、おれが、あてはまるかといふこと、この場合には、広島長崎の原爆被害者が直接に自己の身体その他に、うけたとらへの損害を国際法上において請求する、という途をもつて、おろしません。そういう場合、とうとうことにならなかつと、その場合

表  
半  
戸  
前

には、その者が所属する国家の政府が、その請求権を行使するというのが国際法上の、今の大抵の通例でありまして、その場合に、どういふふうに政府が、これを行使するから、直ちに、それは個人の権利ではない、それは国家の権利であつて、と、いふうに飛躍するものも、あつてあります。こゝは、私が、このオニ節の鑑定書の中で、一番本裁判において、厳密な字句的検討をして、したさうだと思つた点なのであります。この点が、私が、先ほど申しました、国際法の、今のような、大きな民主化の傾向と、並んで、国家における政府と国民との関係に、やはり我々は、深く、思つて、いたさなければ、ならない、と思つて、います。

法の規定を、援用するまでも、ありませんが、我々は、新

改めて、憲

憲法によつて 主権在民の構成をとりまゝた。憲法の  
前文からみても またその国民の基本権に關する規定  
その他からみても やはり根本の主権は 国民にあるわ  
けなのでありまして。 今では 政府は 国民に代つてあ  
るいは 政治を行ひ あるいは 外交を行ふといふ立場が  
我國の新憲法のもとにおいてほ、これは当然のことであ  
らうと申せまゝどうか。

そつするとここに於いて 私ほ そつと 政府と国民  
との關係からみても 過去十年前 あるいは 二十年前  
特に三、四十年前に 行われていた 國際法上の責任  
問題に關する。 政府と国民との關係に關する あり種  
の理論は 明らかに 訂正されなければならぬと思  
います。 過去においては 國家中心主義でして 國家

はなんでも好きなことをすることが出来る。政府はな

んでもすることが出来る。そのいふことが国際法上言

われておりました。それがいいか悪いかはまづは同

題でなく現在の国際法上及び日本憲法上そのい

考え方が正しか正しくないかといふことが問題矣

あります。私は法律的字にその国際法学的に一律に

そのように政府に全部を吸収してしまふ。国家の右にお

いて政府が全部を吸収してしまふといふことは法理的

に誤りであることを私は認めております。そのいふか

らに、み場合にもあてはまらなければないのであります

私は鑑定書においては控之めに国際法上の損害賠

償請求権はほかならぬ広島長崎の原爆被害者のため

のものであり、それ政府はもしそれを国際法上に



おいて行使する場合には、その権利が、広島長崎の原爆被害者のためのものであると、いうことに、十分思いをいたして、行使を誤らないようにしなければならぬ。このから、繰返しておきますように、控えめな表現をとりま、たか、やはり字同的には、控えめは、いや、と思ひます。はっきり言うべきと思ひます。私は、国際法上の損害賠償請求権か、広島長崎の原爆被害者に、属するものである、それは、彼らの権利である。そして、日本国政府は、その広島長崎の原爆被害者の属する国の政府として、国際法上において、十分に、広島長崎の原爆被害者が、その国際法違反の行為によつて受けた損害について、賠償をされるもの、賠償を、する、といった、た、なくなつた人が、生き返るものでもなく、それは、限度が、ありま、う、ければ、

せめてそれに対する国際法上の賠償が、うけられるように、  
当然に主張すべきである。しかしこれは外交法だ、

多分たしか、いっただけで、あたかも政府そのもの、あるいは

国家そのものの権利のところである。だから政府は、

なることをしても、原爆被害者は何も法律上は、

ことはなさんだ、というものは、単に私たちは感情論で

なくて、法理的に、もうかいてない。それは国際法の大

きな趨勢である。それから、主権（国）在民の国家が、すて

に出現し、我々はまさに主権在民の国家である、こと

を憲法も明らかに規定し、そう、そういう点からくるん

じ、なかかと思いつけてあります。これは私の鑑定の

最も力を入れた点、と思つて、不幸に

して鑑定書には簡単に書きまわしたので、今の点

100

十分に検討した方がいいと思ひます。

行使の方法をもたない権利は 権利という名に値しないという  
理論に対しては 先生はどのようにお考えですか。

まず一般法理的に いろいろかかいてどうか 検討し

なければならぬ。私は国内法のことばは どうもは 省き

ます。なんとすれば 私は国際法学者ですから。そして

国際法学者として 鑑定人になつたのですから。しかし

国内法においても 権利が あつ者に与えられる場合

小さな赤らんでも これは権利をもつわけなんです。

自己が直接に権利の行使が できない場合、その権

利が その人に帰属する。あるいは その人格が 権利者

であるといふことを 法理的に 否定できるか どうか。

これは 国内法の 鑑定に 明らかな 弁護人その他にお

いて十分たつたのだと思います。私はその意

味において一般論として必ず言うならば、権利の行

使を直接にみまかりできないから、だから権利者でない

んだというよりは必ず誤りであると思ひます。その次

に国際法においては我々は国際社会の構成という

ことを考へてもならない。そうして国際社会の構成

を考へた場合に国民あるいは個人に属する権利

をその政府が行使にあたりとつては必ずしも

おかしなところではなかつたてでありまして、だからそ

の場合にその権利は国家のものであるという論

理を国際法はある程度採用したところがあります

けれども、ソつてもさうして権利あるいは法律構成

を固執するものではないと思ひます。それ下、私は

一般論からいっても、また国際法の趨勢、さうい

具體的な分析からいっても、自分で直接に行使か

きなければ、その権利主体に対して、権利を否定する

と、論理は肯定できません。むしろ厳密に、私た

ちは、その具体的な例について、そのような一般法理を

前提としながら、その権利は誰のものだと認められる

か、といふことを分析して決定すべきで、おもしろ自分

で行使できなければ、権利主体とは認めないとか、そ

の人の権利とは認めないといふ論理をとるべきでは

ないと、私は考えます。

オ三兵にはいって、つらだきます。鑑定人の今までのような

論旨から、この原爆投下の実行行為者と思われ、トルーマン

個人の国際法上の責任、これはどのようになら考えられますか。

国際法上の責任をいふ。

本鑑定書は特に広島長崎の原爆攻撃に対する国際法上の国家責任の問題を中心として書きましたので、個人責任の問題についてふれなかつたこと、これはあるいは少し足りなかつたかと思つていますので、さういふ場所において、これを補充したいと思つております。この弁護人のオミの質問に対しても、先ほどの質問に対して申した国際法主体性の問題か、如何に関連してくと、思います。先ほども私は現在の国際法において、明らかに国際法主体は国家を中心であるが、個人も国際法主体であり、時には国際連合等の国際機構も国際法主体であるといふことを申しました。この一般的な国際法主

体論は、このオーストリアにおいても前提となすと思ひます。それ  
 によつては、もはや詳しく申しません。それと前提と  
 して、トルーマン大統領個人に、この広島長崎の原  
 爆攻撃について、国際法上の責任があるか否かとい  
 う問題を、具体的に分析することにしたと思ひます。  
 統論を先に言つと、私はトルーマン大統領に個人  
 として、国際法上の責任があると断定するのが、正しい  
 と思つております。今、引用した一書、集団殺  
 害罪の防止及び処罰に關する条約は、いふまでもなく  
 一九四八年一月九日に、国連総会下、採択され、効  
 力発生は一九五一年一月一日より、この条  
 約が、広島長崎の原爆攻撃の、當時に、条約として  
 存在してゐたといふことを、言つては、あり

園

せん。しかしこの条約に現れた傾向を述べてお  
 くことは無意義ではない。この条約におつては、承  
 知の通り、一史上のあらゆる時期に、集団殺害が、人  
 類に対す、重大な損失をこうむらせたといふ事実  
 と、条文中にあげられて、私は、広島、長崎の集  
 団殺害は、明らかに、その一史上の、一つの例であつと考へ  
 ておりますが、その、集団殺害を処罰すること及び防止  
 することを、条約の形で、たゞけで、あります。その  
 中、四系、集団殺害、または、中三系に、列挙された、他の  
 行為の、いふれかを、犯す者は、憲法上の責任のある  
 統治者であつたか、公務員であつたか、または、私人で  
 あつたかを、問はず、処罰すると、非常に、明確に、書いてあ  
 ります。すなわち、中一の種族として、憲法上の



責任のある 統治者、オニとて公務員、それから更に  
私人、そのいふんと向かず、集団殺害、または  
これに類する行為を、おかす者は、処罰すると書して  
ありまして、オ六条に、集団殺害またはオ三条に列  
挙された他の行為のいふれかについて、告発されたものは  
行為がなされた地域の属する国の権限のある裁  
判所により、または、国際刑事裁判所の管轄権を交  
諾する 締約に国々は、管轄権を有する 国際刑事  
裁判所より示される。いふまでもなく、国際刑事裁判  
所は、また、たゞておうません。この規定は参考にな  
らずと思ひます。くり返し申しますように、広島長  
崎の原爆攻撃、当時の実定法ではありませんが、  
私は、早なる一つの参考として述べるわけですが、

ここに述べたようなこと。すなわち国際法違反をお

かした場合には国家が国際法上の責任を向

けらるだけではなく。特に戦時国際法については

戦時国際法上禁止されてゐるもの諸行為を

おこなつた場合においてはその個人をも処罰すると

いふ傾向に国際法はほゞすすんで来たとい

つてそれは戦後のことではなくて。この第二次世

界戦争。すなわち 広島 長崎の原爆攻撃が行

われた。第二次世界戦争においても特に戦時法規

その他。あるいは戦争そのものに関する罪をおか

したものは戦争犯罪人として処罰されたことは

ある。これは改め、いふまでもないわけである。

このような実例を見てもまた集団殺

すといふ

害罪の防止及び処罰に關する条約に現われた傾向  
からみましても、ここにおいて國際法の趨勢は非常  
に明らかになつて思ひます。これと広島長崎の  
原爆にあつてはめた時に、私は次のようになつて思ひ  
ます。従来の國際法上の考へ方に、私はやはり、こ  
れは國家責任の問題として、第一に問われなければ  
ならないと思ひます。すなわち、その他の個人ではな  
く、第一に、アメリカ合衆國自身の責任として問  
われなければなりません。私の鑑定書は、この観点か  
らアメリカ合衆國の國際法上の責任について、書  
いてあり、それは免れることはできないといふ点を  
指摘しておるわけでありませう。しかし、それ以外に私  
は、アメリカ合衆國の關係において、個人の國際法

上の責任がないとか、同様の責任がないとか、そういうことを意味し

てこののでは、ありません。それは書かされた、ただけの

ことなのか、ありまして、この場合に、必ずしも何れも同

題にするのは、この原爆投下を決定した最高責

任者であると思ひます。その次に、現実に、その原

爆投下を、実行した、下手人というんですか、実行者

という、ことには、なるだろうと思ひます。そして、その

決定は、もちろん、謀議によつて行われたことである

と思ひますから、それは、また、集団的な問題になつ

て、<sup>が</sup>、我々は、アメリカ国内の、評議員、このことは、わ

かりません。しかし、トルーマン大統領が、その最高

責任者であることは、明らかなわけであり、ますから

国際法の傾向に従ひまして、この問題について



国際法上の国家責任以外に個人責任が向けられるとす  
 るとそれは多分トルーマン大統領が向けられなければな  
 らないといふことは、これは否定すべくもないと思ひます。  
 その責任を向けれる時に、これは国内法上の責任であ  
 るか、国際法上の責任であるかといふこと。これは  
 明らかで、国際法違反の行為について、最高決定を  
 した責任者として責任を向けれるわけでありますから  
 私にはそれは国際法上の責任であると断定しなけれ  
 ばならないと思ひます。そのほかに国内法上の責任  
 があるかどうか、これはアメリカ合衆国の国内法そ  
 の他について検討するべきでしよう。その意味で  
 才三の質問には私は明らかに一般理論から言つて  
 も、それよりもこの問題に關する具体的な分析からい

裁  
 判  
 所

表 半 頁

ても、オ一に、アメリカ合衆国の、国際法上の、国家責任  
 が問われると共に、オニに、それに対する、最高の責任  
 者と一々の、トルーマン大統領の責任は、国際法上、内  
 われなければならぬものである。そのように考えます。  
 それで、今言われた真につつての、鑑定人の、ソわれる、ルールは、こ  
 のいふせんていようか。今、ご説明に、なすま、たのは、その  
 フリシナルでしうか。ルールが、ある、場合には、それを、お  
 亦し、願いたいの、ですけれども。

このルールとして、いろいろなもの、を、挙げて、い、か、でき  
 ると、思いますが、た、と、し、は、過去の、条約の、中、では、  
 ヘーグ条約の、中、等、にお、り、て、直接に、い、の、行為に、あ、つ  
 た、者も、責任を、お、つ、つ、ければ、な、ら、ない、と、い、う、こと、も  
 言、つ、て、あ、げ、ま、す、し、。それ、か、ら、も、た、実、定、法、と、は、その

ままにはなうもせんてしたけれども 空戦法規等につ  
 つも それに関連するが、いふところありますから、そ  
 ういふ点を検討せんと同時に、できうならば、ニールン  
 ベルグ裁判及び、東京裁判、あれに対する、文書を  
 検討して、つたきたいと思ひます。 それうすんで  
 について、いふのは、私は具体的に、その点に至るまで  
 資料を用意して表せんとしたので、後日必要に  
 応じて、その裏につけて、あるいは書翰で提出しても  
 よういと思ひます。

それでは最後の、才四点につけて、これは、今までの鑑  
 定人の説明で、もう答へ出てゐるのかも、しれませんか、  
 結局、平和条約一九条の項で放棄した、その権利の中に  
 は、系爆被害者の、アメリカ国家並に、その実行行為者

たるトローマンに對する損害賠償請求権を合致とすことに  
なすわけ下、おっしゃいますか。

その真向について、はっきりお答えをいたします。

すなわち鑑定書にもその真はかなり明確に書いて

ありますか。私に、サンフランシスコ平和条約第一九条

の規定はやはりここに書いてある。その言葉通り

法律学的にもやはり受取らなければならぬといふ

まいかと思つて居ます。私に今更で検討したか

うにおいて、被告側の準備書面においても、どうも

なまじりか書つてあり、あつては私に言うことは弁

護人側の準備書面とは抵触することか、あつたか

と思つて居ますが、さうは、真向的に西といふこと

を述べることには、思つて居ます。



言うまでもなく、一九〇一年の条項には、日本国は戦争  
 から免れ、または戦争状態が存在したために、とら  
 れた行動から生じた、連合国及びその国民に對す  
 る、日本国及びその国民の、すべての請求権を放棄  
 すると、實に、ていねいな規定、いさよとされたといふか、す  
 べのなほ規定が、なほ、いさよとされたといふか、す  
 べの請求権の原因から、いさよは戦争から生じたもの  
 あるいは戦争状態が存在したために、とられた行  
 動から生じたもの、いさよは、存爆攻撃によつて  
 生じた請求権、一般的に言うならば、いさよは、明ら  
 かに、この概念の中には、いさよといふ、ないかと思いま  
 す。その次に、請求権の相手となるもの、それは、連  
 合国及びその国民となつております。

すると、本件の場合におきよは、アメリカ合衆国、及びト  
 ルーマン大統領、その国民をすかり、この場合は大統領  
 をすければ、これに對する、とすことになつて、  
 今が請求権の主体、日本、及びその国民となつ  
 ております。日本國の請求権がある、とすことま  
 事は、否定、した、とせん。同時に、本鑑定を通じ、私  
 は日本國民の國際法上の請求権が、広島、長崎の  
 原爆被害者には、國民として、さう、個人として、請  
 求権がある、とすことを、字句的に論証して、この  
 ため、この言葉は、私には、よく、わかる、わけです。そ  
 うすると、この政治的背景は、ともあれ、法律學的  
 な解釈、國際法理論として、この規定は、文字通  
 りに、これを、受取る、べからず、と、思ひます。その

(三三)

かりに解釈した場合に、私か本件で、いつと、いつの広島  
 長崎の原爆被害者が、アメリカ合衆国、あるいはまた  
 トルーマン大統領に対して持つ、いつと、いつの損害賠償  
 債請求権は、放棄の申には、はいらぬか、はいらぬか、と  
 言はば、私に、字句的にも、いつと、いつと言わなければ  
 ならないと思ひます。  
 すなわち、私の観念から、言はば、平和条約をま  
 つくと、すてに、その前に、国際法によつて、損  
 害賠償請求権は、成立した。私に、それを、第一節  
 第二節で、論証したわけであり、ついで、ついで、ついで、  
 第三節、第四節、第五節、第六節、第七節、第八節、第九節、  
 第十節、第十一節、第十二節、第十三節、第十四節、第十五節、  
 第十六節、第十七節、第十八節、第十九節、第二十節、第二十一節、  
 第二十二節、第二十三節、第二十四節、第二十五節、第二十六節、  
 第二十七節、第二十八節、第二十九節、第三十節、第三十一節、  
 第三十二節、第三十三節、第三十四節、第三十五節、第三十六節、  
 第三十七節、第三十八節、第三十九節、第四十節、第四十一節、  
 第四十二節、第四十三節、第四十四節、第四十五節、第四十六節、  
 第四十七節、第四十八節、第四十九節、第五十節、第五十一節、  
 第五十二節、第五十三節、第五十四節、第五十五節、第五十六節、  
 第五十七節、第五十八節、第五十九節、第六十節、第六十一節、  
 第六十二節、第六十三節、第六十四節、第六十五節、第六十六節、  
 第六十七節、第六十八節、第六十九節、第七十節、第七十一節、  
 第七十二節、第七十三節、第七十四節、第七十五節、第七十六節、  
 第七十七節、第七十八節、第七十九節、第八十節、第八十一節、  
 第八十二節、第八十三節、第八十四節、第八十五節、第八十六節、  
 第八十七節、第八十八節、第八十九節、第九十節、第九十一節、  
 第九十二節、第九十三節、第九十四節、第九十五節、第九十六節、  
 第九十七節、第九十八節、第九十九節、第一百節、  
 請求権が、法的に、あり得ると思ひます。

そのものか、ないならば、平和条約に請求権を放棄する、なんでもかきと書くことは、無意味に

なりす。一切の請求権が、平和条約によりて成

立するならば、平和条約によりて放棄する、と書くことは

は無意味と、思っています。論理的には、平和条約の

締結前に、日本国、あるいは日本国民の、連合国、

外国の国民に対する、請求権が、少なくとも、あり得

た、ということ、を、法的に、示すものに、ほかならない

と思えます。その法的な解釈の上になつて

私は、それが、好ましくないか、好ましくは別に論

ず、ということ、を、法的には、この一九条の項の請

求権放棄の中には、私が先ほど来た、才一節及び

才二節で、論証したところの、広島、長崎の、原爆

被害者の、アメリカ合衆国及びアメリカ合衆国大統領  
 に対する国際法上の損害賠償請求権は、はつきりすな  
 わりそれはサンフランシスコ平和条約才一九条で、国際  
 法的には、国際関係において放棄されたこと、そう  
 私は認めます。

今までの説明によりますと、この一九条a項によって、日本政府  
 が放棄したことは、これは日本政府として違法行為である、  
 あつては不法行為である、とつていふことになる、と思  
 うわけではございますが、鑑定書によりますと、請求権放棄に  
 つき、不可能な事項に對して、正当な補償をすゝ責  
 任をおうとつて、か、結論になつておきます。この正  
 当な補償とつて、これは損害賠償を、しなければならぬ、  
 とつていふことは違つた、思われますので、この真につ

表 半 頁

損害賠償をするところになるのか。あるいは、  
当な補償をするところになるのか。あるいは、  
そのかゝるの真について説明がたいと思ひます。

弁護人からの才四の質問には、少し精密に答へない  
と誤解をおこすのではなからうかと、私はおそれま  
す。才一に、私たちがこの請求権放棄が国際法上不  
法であらうかというか、という問題にも、おたたく必要が  
あると思ひます。

私は国際法上は不法であるとは思ひません。こ  
の真は、たゞ、ほりほりしておきたいと思ひます。

国際条約が、この形で作られた時に、その場合に  
に損害国である日本が、この条項を含んで  
サンフランシスコで平和条約を締結した後に述べら

ように、それは幾多の問題矣をほらんておきますけ  
 れども、それは国際法違反にならな、やはりこの矣を  
 学問的にほらんとおく必要があるんじやないでし  
 うか。私にそれが国際法違反であるとは思いません。  
 日本国はそれをその形において条約として締  
 結することが国際法上であると思ひます。これにつ  
 いては、利害関係の方で、いろいろな立場からの批評が  
 あるでしうか。私に学問的には、その断定するほか  
 ない、そのうに思ひますので、まず国際法  
 上の不法は、多爆攻撃が国際法上不法である  
 ことは明かに断定する私も、その~~請求~~請求  
 権放棄については、その条約によって請求権を放  
 棄すること、それが国際法上不法になるのかどうか

藤 半 氏

と云ふことにはつては 移の字句論とては、それは、それ  
自体として不法である、と云ふことは、下にならぬ、と云  
ふことを、まは、まは、まは、おぼたいたと思ひます。

そのつとと 移の全体の 法理構成では、それはも  
早国内法の分野におしかられることにならぬ、とい  
うことに、まは、と思ひます。 すなわち、移の法理に

よれば、広島、長崎の原爆被害者は、アメリカ合衆国  
大統領、その他に對して、国際法上の 損  
害賠償請求権をもつた。しかし、日本政府は、それ

をサンフランシスコ平和条約によつて放棄した。そこに  
おいて、問題は、移は、も、は、国際法の場からは、消え  
て、つた、と云ふふうには、移の法理では、認めず、その

すうと、問題は、国内法の場において、政府は、移が論



証したような性格をもつ。広島長崎の原爆被害者の  
国際法上の請求権を、どうして形で放棄して、国内  
法的にはどうにかするののか、どうかと、どうして問題  
にやってくるんじやないかと思ひます。

その私に国際法学者としての限界を守って、  
国内法の~~非~~議論については、私の国際法学者

としての議論をあまり言いたくはなさんで、私  
が推定するところの法理は、もうどうするにせよかと

いふだけには、やはり今言たように留保あるいは  
限定をつけた上で述べておくことが責任であらう

かと思ひます。

私はやはりこの場合に鑑定書にも書きまゝにか  
いは日本国憲法~~の~~精神からいつて、私は是認できない

いと云ふに考へて置くわけです。日本憲法が主権  
 在民の立場から書かれてゐるといふことは先ほど未  
 縷々申してまいりました。これを本鑑定の中で改めてい  
 うまでもないでしょう。特に問題になつるのは日本国  
 憲法才二九条の問題であらうと思ひます。国  
 際法上のものであるといふことは、やはり国際法上におけ  
 る莫大な損害賠償の請求権は、これはやはり日本  
 国民の一つの財産権である。広い意味にとつていいまし  
 う。それは日本国内法上のものに、当時はなつてな  
 い、国際法上のものである。とほ言へ、これは私の  
 立場からみれば、明らかに財産権であつたといふことが  
 下ります。やうすると憲法才二九条才一項、あ  
 るいは才三項等の適用の周縁において、国内法

上憲法の基本精神と憲法の系項に基いて、この  
ような重大な国際法上の損害賠償請求権、しかも  
これはより明らかにした法理に於れば、原爆被害者  
個人の国際法上の権利である。少くとも、控えめに  
言っても、それが原爆被害者のための国際法上の  
損害賠償請求権であることは、何人も否定するこ  
とが出来ない。そういふものを放棄した点について憲  
法上の問題は起こさず。そうすると、私はまず、  
一に私の推定では論理的にもつめて自然に出る  
のは二九条三項の正当な補償と云うことに考えたの  
で、それで鑑定書では、私は政府は正当な補償  
をなすべきであるといふ、補償と云う言葉を使  
たわけだ。そうすると、その私が、そういふ意味

において国内法の分野に たらいうことを 厳格に  
 制限しなから 補償という 言葉を使ったことは 国  
 内法上において 損害賠償の 可能性を 全然否定  
 したものであろうか どうか 弁護士(註)の 質問に對し  
 て その實を 如何に 答へて おく 必要が ある  
 と思います。 私 は その 可能性を 法的に 否定し  
 たものでは ありません。 私によれば 憲法上 正當  
 な 補償を すべきである。 一かもそういふ 正當な 補償も  
 なされな いままに すでに 一八年の 歳月が たつて いる。  
 そういふ 場合に 果して もの 正當な 法律構成にな  
 るのか、 あらうい は 民法第 七〇九条の 問題 等か、 そ  
 うに 成立して くる 可能性が あるか どうか、 一れは 先  
 ほと未 言うやうに 国内法学者の 鑑定に ちたたいと

(註)

思いつけていますか、そのような法理を私に否定する  
ものではないかということはここでやはりはっきり申  
上げておきたい。そういふふうに思います。

被告代理人

個人の請求権というものは先生が鑑定さるるに規則に  
条約だろうと思ひんですが、それに個人の請求権が明記  
されたという事柄は過去にあつたでいいですか。

質問の意味がはっきりしないんですが、本件について  
ですか、それとも一般的に。

一般に言つて先生のおつたルールの中に明記されたもの  
があれば、ものさすな事柄について、ものさすな条約で  
あらわしておるか、お教え願ひたいんですが。

その点につきは私のいふような控へるな程度

下として、むしろ個人に、出訴権を認めたと、い  
ふような意味において、ヴェルサイユ条約、その他、  
第一次世界戦後の条約を、検討にすると、非  
常に、その満足が、いくんし、ないかと、思うん  
ですか、その出訴権を認められたと、い  
うと、混合仲裁裁判所の、よう  
なことを、おさし、にするわけですか、

ええ、まあ、

それが、一つの例であると、そのほかには、シ  
カゴいまでも、一  
たか、

い、おたくさん、あつて、い、

その例は、具体的に、

い、い、具体的に、調べて、必要があれば、申し  
あげ、  
い、い、い、一番、お知り、になりたいのは、個人  
の、請

求権を認めたる例があるかといふことか。むし  
ろたくさん あるいはいと思はすすので。

個人の請求権を相手国に対して認めたる実例があるかとい

ふか。ただ個人の権利を国家と国家の間で認めるとい

うことはありうかも知れませんが、個人直接に相手

国に対して請求権を認めたるルールがあるか。その

点か。ちよと知りたいたけです。

・先ほども申しましたようにサンフランシスコ平和条約第一

条は個人に請求権のあり可能性を認めるとい

けています。そのお認めにたう

ませんか。

その点はわかつたおつともうでわうん下すか。

過去の事例についてはさうは私の記憶で、こ

「何、どうして何と、言うものは必要か、あれば、それは文書で、今言わねば、それは、实例とお尋ねにならう、お尋ね下さいね、どうして实例、どうして实例、何月において、これと、どうしてにお示すと、お満足か、いくんし、ないですか、どうしたいと思ひますか、よろしいですか、私が、どうして口頭で申すよりも、どうして下さり、私の理論について、聞けてください、どうしてどうして实例について、必要があれば、いくらでもその实例を、詳細に、文書で、被告側の弁護人に対して、裁判所を通じてでも、<sup>（提）</sup>示したいと思ひますか、ら、よろしいですか、どうして、どうして、どうして。」

第二次大戦後、ドイツ、日本に対して、連合国が、戦争犯罪人として処罰したわけですか、その法規は、連合国が、一



④  
的にたつたものでしょうか。 連合国が一方的に作った法規  
に基いて、ドイツ 並びに日本の 戦争犯罪人の処罰された  
ものでしょうか。

うの点はちかると、次のように詳細に言ったほうがは  
っきりお答えになさるうかと 思っています。

連合国はもうろん 自分の作った 法規だけで 他の  
戦敗国の ソウゆう 戦争犯罪人を 裁くということは  
ないと思います。 オーストリアに内題になすのは 国際法。

国際法に基いて、その戦争に關する 罪が犯された、  
あつしはまた 俘虏の虐待、その他が、あつかあ法の  
廷で 裁かれようとしたですね。 そうした場合には、連

合国が自分で勝手に 作った、きうゆう法によつて 裁  
くと、そののでは、なくて、それは 現在まで 俘虏の

待過に因<sup>り</sup>て存在するところの 国際法の慣

習法 あるいは 条約 あるいはものに 違反するかも

しれないというところによって 裁くわけにして 法として

自分の作った法だけで あるいは 自分の作った規則

だけで 裁く というところは 言わぬを得

ません。 それの適用が ぶらわて 公正であつたかど

うかは 問題にならわけてすか。 第一に この点を は

り 言えは それは 如何に 戦争犯罪人の 処罰を

いし 裁判と云ふものは 国際法に基いて するわら

連合国だけで作ったものでなくて なる<sup>べ</sup>きだ

と云ふわけは なるまいでしよう。 一かし 次の点を

つけ加えておく必要がある。 これは 初の実際法理論

の一般にふれわけてすか。 如何に 今後 ああいう

(1915)

戦争裁判がなされる場合において、戦勝国が法廷を構成して裁くといふのではなく、客観的な国際法廷によつて、戦争裁判がなされるというふうにいか  
なすか、なすまいと思ひます。それを私は、才一とてその基準、あるいは適用される法そのものを、連合国だけで作つたのだといつては、しつけない。それは一般に作られた国際法に基いて裁かれるんだと、ソレを言はば、なすまいけれども、あの法廷は、すなわち連合国側によつて作られた法廷だから、その長において、やはり公正なるべき、戦争裁判といふは、やはり大きな欠陥をもつてゐるんじやないか。法廷構成といふ点からいへば、連合国が作つたといふこと、いかに、その意味において、勝者裁判といふ欠陥

を拵っています。この点は将来改めなければならぬ  
と思ひます。

要約すれば、法は必ずしも連合国だけから作られた

ものとは言えない。しかし法廷構成からい

性格をもつてゐる。そこに重要な欠点がある。そ

ういふうちに言われなければならぬ。い

でいふか。

裁判長

先ほど個人が国際法上の権利主体であるか、その場合の

権利行使の方法はどうかという点。その折属しては国

家が行使するのが原則だといふわけだ。たね。しかし

現在までの国際法は、原則として、国家といつても、政

府がその行使にあつたと。その場合に、政府は誰の

名前で権利を行使するか。

私の理論からいへば当然その現在の事件を具体的

に例にとるといいと思います。その権利者は、その

場合におそらくは 広島 長崎の 原爆被害者ですから

その名において行使するのが 正しいと思います。そう

した時に 理論は徹底するわけですね。 今なかなか

か 不徹底な点があります。

そうするとすれば 理論は徹底すると思えますが、そういた

例が どのようですか。

そうですね。それは 具体的に どうでしょう

か。 まさに そうが 今理論的に 解明しなればな

らな点だらうと思えます。 それについて 先ほど

と、と、 言います。 たが、 個人の クレームの 国

家のクレームへの没入というあの理論も他かあ  
 うますてすね。 そつととにかくこの問題について  
 従来の国際法は一つのジレンマにおらいついて  
 と思ふてす。 すなわち本来はそれは何とい  
 ても個人乃至は国民の被害である場合がある  
 わけてす。 しかしそれを従来の国際法理論で  
 いうとあたかも国家の権利になつかの如くにして  
 ちうとこらに、 じつは没入の理論といふものか  
 たわけぢやんです。 そこで私がオニ節をわらわ  
 ら留保してくわく述べたいといったゆえんもそ  
 こにあるわけです。 従来 実行において、 この程  
 度、 その点かほより意識されて、 逆にいへば個  
 人の権利であることは全然否定するといふ意味

におつて 実行は統一されてゐるのかと云つても云つても  
ないと思ひますね。それが非常に私は 実行にお  
つても あつまいに 残されてきた点では否いか。こゝ  
を私どもは やはり 理論的に 内 整理すると同時に実  
行の上においても 整理する必要がある ありと思ひますが、  
つねは そつと境目と云ふか、国際法の 大きな変化  
のポイントに たつてゐるところでして、他の個人の損  
害につつて 一は一は 我々におつても 否 如何  
題になつた例を 知つております。たゞは あり  
今社の 船が 戦時法違反の形において 撃沈さ  
れた というような場合、明らかに それは その 今社  
の 損害なんですね。そつと 国家の 損害とは 言いに  
くい場合が ありわけです。そつと 場合に 今まで

素 半 度  
ソナレの場合におそらく理論的に不徹底であった。実行もまたあいまいであったと云うのが、実情に即するんじ。ないでしうか。

国家乃至政府が、個人の損害を、個人の名において請求した例が、おおいまじうか。

おそらく個人の名において請求したと云う例はな  
いんじないかと思ひます。

田畑教授 あゝいは高野教授の鑑定書を讀みますと、個人が国際法上の権利主体になつたといふ場合には、やはり個人がみあかり訴へる場合を、つねあそだのソナレる現在の場合を限つて、権利主体となつたといふ事に考へておられるように讀めるんすか。もうでしうか。

田畑教授の字説は、あそだにソナレたと思ひます。今



その点につきまゝして、私のみるところは、大体、国際  
 法学説は、次のように分れてゐる。いふのでしようか。  
 一つは、現在においてもまだ、個人の国際法主体性  
 を認めないと、ソノ字義が、あります。これはたし  
 かに、外国にもあります。日本では、だんだん、少なくな  
 なくなつてゐます。その次に、個人の国際法主体性  
 をどの程度の範囲で、認めるか、と、いふ点において、  
 ・字義が分れてゐる。いふかと思ひます。一審  
 広く個人の国際法主体性を認める例は、すなわち  
 個人に、なんらかの意味において、義務が、帰属し  
 たり、それだけで、個人は、国際法主体と、認められ  
 なければならぬ、と、いふ字義だ、と、思ひます。  
 その次に、田畑教授、あたりの、ところ、みずから、行

使—の場合、すなわち混合仲裁裁判所がある  
 と—の場合にだけ、と—字説ですが、一言  
 だけつけ加えますと、その字説は不徹底になつと思  
 います。混合仲裁裁判所が作れると—のは現  
 在では、きつめて稀な例で、現在においては  
 むしろ、国民に属する、あるいは国民のうけた被  
 害に—は、政府が、その求償をする、とそれが  
 通例ですわ。その例外的な場合だけを認めて、  
 それで、明かに、その権利が個人に属する、と—に  
 ちがひ、条約、その他に書いてあるのに、個人の国際  
 法主体性を、何する、と—のは、例外的な行使の  
 形態と、と—して、原則的な権利の形態と、否  
 定する—になつて、なにか、これは、その字説の

(11)

相違ひすから 論争になつて居る点ですが、田畑教授の  
字義は、彼の字にもほんまに書いてありますので、そ  
の通りだろうと思ひます。

個人の 国際法上の権利を 国家が行使すると  
したが、 国家が それを 行使しなかつた 場合には 国家  
はその個人に対して どうぞ 責任を負つてくると  
お考えですか。

それは 先ほど来 言うように、むしろ 国際法上  
の問題でなくて 国内法上の 問題だと、 それか  
それは 国内法 解釈、 それから 国家関係、 国家  
の中において 政府と 国民との 関係を どう考へる  
かという点に 非常に 深く 関係してゐると 思ひ  
ます。 私の 観点では 国内法理論には

深入りをしませんが、現在のところは日本  
 であり、日本は主権在民の国です。その国に  
 おいて政府が、どういふふうな行為と、おこした  
 ところについては、法的にも問題である。また、国  
 家構成から言っても、問題である。どういふふう  
 かに考へるわけですか。しかし、のみ、私に、知る限  
 りにおいては、また、過去の国際法学、あるいは、国  
 内法学において、行われ、おた、主権在民という思  
 想に、おたない、法的構成が、おた、多く残って  
 いるか、ないか、私に、鑑定書  
 の一つの根本の思想に、おた、おき、おは  
 り、政府というものは、どういふ意味において、主権者  
 である、国民のために、奉仕すべきものである、法的

的にも そのように 行動すべきものであると。私ほそ  
ういふふうに 考へます。

原告代理人

四角にわたって、私が 気が ついた点をおうかがいしたわけ  
です。鑑定人として、なお、私が おうかがいした 以外に  
この点を 補充したいという 奥が、おさいます。たゞ、尚、  
簡単に、

鑑定書の 続言に書いた 意味を 正しく 理解して  
いただきたいと思います。 思ひます。 本件の ように、 直接適

用する 明文の規定がなく、 既存の 国際法の 規則  
と原則の中より 尚、解決の 法的根拠を 法的に探  
究しなければ、 なるまい 場合には、 法律技術と 駆使  
することによって、 原爆被害者に対する 補償の途  
を 断つような 論理を 構成することも 必しも 不

可能ではない。しかし、原爆被害者の救済の綱を冷酷に  
 切断する。そのような措置は、単に人道の法則に背  
 くのみならず、人類が多年にわたる努力を、つみかさ  
 ねて確立した国際法の原則を、ふみにじることにな  
 る。本件の解決が、単なる法律技術の駆使によ  
 りてではなく、法の真の精神の、実現と、その立場から  
 なされることを、心から希望する。その意味でありませ  
 ぬ。おわかりいただけたら、と思いますが、たとえば、刑法  
 何条に規定してある。国際連合何条に規定して  
 ある。この場合において、きわめて法の適用  
 と、このほ、ほ、と、なされるかも知れません。本件  
 のような場合において、あるいは、一つの先例をあ  
 げることによって、あるいは、その他のことによって、

種の法律構成をなすことは、私は、形式論理的に

は必ずしも不可能ではないと思ひます。しかし

この場合に、どういふことはなされてはならない。

日本政府自身、この系爆投下の直後に、スイス

政府を通じては、これに対する抗議をとるよ

うな。いはば、敗戦直前の日本政府すら、どういふ

うにと、つづけておりました。本件におきかは、区々た

る法律技術よりも、むしろ、国際法の本当の精神！

人道の要否、人道の尊重の原則の上にたつて、そ

してそれを戦争と、どういふことに調和するか、そ

に根本精神が、ありますので、私は、ここで一番

言いたいの、は、技術の問題、あるいは、単なる一つ、

つの、先例の引用によつて、ではなく、国際法の基

表

半

月

本精神から 立派な判決をくださっていただくように  
要望したい とういこと あります。

以上

東京地方裁判所民事第二十四部

裁判所速記官

島

田

光

子

